平成２８年（フ）第４６２号
京都市右京区西院西寿町14番地24
債務者　守谷　好浩
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６号
福岡県飯塚市長尾653番地６
債務者　和田　一幸
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１０１号
大分県別府市大字鶴見4245番地の４　広瀬アパート２Ｆ新２号室
債務者　森川亮太郎
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６０号
宮崎県延岡市水尻町207番地
債務者　岡田　美香
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第２５号
熊本県八代市福正町1027番地５（Ⅱ107）
債務者　淺沼　喜大
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第１２２号
函館市大手町１番18号
債務者　桑森　則子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１２４号
函館市昭和４丁目51番24号
債務者　細田　靖子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第４８号
岐阜県安八郡神戸町大字丈六道395番地
債務者　樋口　優子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１８８５号
大阪府豊中市中桜塚４丁目14番３―203号
債務者　前川　正幸
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８８８号
大阪市東成区深江北２丁目２番22号　深江橋レインボーマンション　301号
債務者　田中　一翔
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９２７号
大阪府東大阪市西堤１丁目９番８号　杉山文化104号室
債務者　広津　　稜
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９７０号
大阪市東淀川区豊里１丁目９番１―402号
債務者　西園六三四
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１１１号
大阪市阿倍野区阿倍野筋５丁目８番８号　アシジハウス、前住所大阪市中央区内平野町２丁目３番11―1103号
債務者　山本　芳久
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１１５号
大阪市住吉区沢之町２丁目８番24―103号
債務者　高下　三和
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４２９号
大阪府高槻市芝生町２丁目35番７―105号
債務者　松浦かおり
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５６７号
大阪市鶴見区横堤１丁目11番36号　道端マンション303号
債務者　有本　英美
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５７４号
大阪府門真市大池町36番６号　レインボー大前101号
債務者　髙橋　久子（旧姓糸井）
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部